

令和6年度経済産業省中小企業庁委託人権啓発活動支援事業に係るパンフレット及びリーフレットの印刷・製本に関する見積競争（仕様書）

1 発注業務内容

令和6年度経済産業省中小企業庁委託事業人権啓発活動支援事業に係るパンフレット及びリーフレットの印刷・製本業務（版下修正を含む）

※ 下記URLから閲覧可能（修正前）

<http://www.jinken.or.jp/archives/882>

2 仕様等

- (1) 『「CSR」で会社が変わる、社会が変わる』（経営者向け）
 - ア 判型等：A4判／28ページ（表1-4を含む）／4C／中綴じ
 - イ 印刷部数：5,000部
 - ウ 用紙：再生コート紙・A判 70.5／kg
- (2) 『「CSR」で意識が変わる 企業は伸びる』（担当者向け）
 - ア 判型等：A4判／48ページ（表1-4を含む）／4C／中綴じ
 - イ 印刷部数：6,000部
 - ウ 用紙：再生コート紙・A判 70.5／kg
- (3) 『「CSR」で見えてくる明るい明日』（従業員向け）
 - ア 判型等：A4判／28ページ（表1-4を含む）／4C／中綴じ
 - イ 印刷部数：8,000部
 - ウ 用紙：再生コート紙・A判 70.5／kg
- (4) 『えせ同和行為には…みんなでNO！対応のポイント』
 - ア 判型等：A4判／4ページ（A3判二つ折）／4C
 - イ 印刷部数：150,000部
 - ウ 用紙：再生コート紙・A判 57.5／kg
- (5) 版下修正
 - ア 版下データ支給（ソフトウェアとフォントについては提供しないので受託者が用意すること）
 - イ 修正箇所・追加原稿についてはPDF等により指示する。
 - ウ 全面的なデザイン変更は行わない予定だが、本文の修正・追加だけでなく、グラフ・図版の新規作成、新規コラム作成等に対応すること。
- (6) 校正
版下修正に係る校正：3回程度（必要な限り対応すること）
色校正1回以上
- (7) 印刷原稿：データ支給（Word、PDF等）

※ 印刷・製本に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき、定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日変更閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たさなければならず、それを証するための書類を提出しなければなら

ない。

- ※ ただし、印刷用紙については受注後、当該基準を満たす製品を入手することが困難な場合には、当センターの了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。

3 応募概要

(1) 提出書類

- ア 見積書
- イ 印刷物基準確認書（様式1）
- ウ 資材確認票（様式2）
- エ オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト（様式3）
- オ 工程表
- カ 各府省一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書の写し
- キ 適格請求書発行事業者の登録通知書（写し）又は適格請求書発行事業者登録番号届出書（様式4）1部

※ イ～オについては、見積時の提出は任意。ただし受注者は受注後すみやかに提出すること。

※ カ及びキの資格を有しない者は応募できない。

(2) 書類提出期限

令和6年8月7日（水） 午前11時00分

4 スケジュール（予定）

令和6年8月7日（水） 午前11時 見積書提出締切

令和6年8月13日（火） 版下データ支給

令和6年8月21日（水） 版下完成日

令和6年8月30日（金） 納品日

5 成果物

(1) 『「CSR」で会社が変わる、社会が変わる』（経営者向け）：5,000部

(2) 『「CSR」で意識が変わる 企業は伸びる』（担当者向け）：6,000部

(3) 『「CSR」で見えてくる明るい明日』（従業員向け）：8,000部

(4) 『えせ同和行為には…みんなでNO！対応のポイント』：150,000部

(5) (1)～(3)の修正済版下データ及び閲覧用PDFデータを格納した適宜の媒体

6 納品先

(1) 公益財団法人人権教育啓発推進センター

（東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階）

(2) 当センターが指定する倉庫（関東近郊）1か所

- ※ 納品にかかる経費は受注者負担とする。
- ※ 各納品先への納品部数は、別途指示する。

7 その他

- (1) 応募者は、法務省及び他の府省庁等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 応募に当たっての提出書類は返却しない。
- (3) 本見積競争参加に要する経費は、応募者の負担とする。
- (4) 本業務を実施するに当たって知り得た情報については、本件以外の業務に使用しないこととし、他の第三者に対して一切漏えいしないこと。
- (5) 本業務の実施に当たっては当センターによる確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。
- (6) 本業務の完遂のために十分な実施体制を整えること。
- (7) 請求書類は全業務完遂後に発行すること。
- (8) 本仕様書に記載のない事項については、当センターと協議すること。
- (9) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、当センターの承諾を得るものとする。

8 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の職員が行う。なお、異動等により職員が代替した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員： 事務局長補佐兼総務部長 山本由理子
- (2) 監督職員： 事務局長 上杉憲章

9 問合せ先・連絡先

公益財団法人権教育啓発推進センター 事業部第2課 島田・山田
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階
TEL： 03-5777-1802（代表）
FAX： 03-5777-1803
Eメール： jigyoo02@jinken.or.jp
ウェブサイト：<http://www.jinken.or.jp>